

貸付型ファンド（貸付事業等権利）
契約締結前交付書面兼重要事項説明書
【米ドル建て】インドネシア個人向け金融事業者ファンド2号

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です。

（業等府令79条3項関係）

■ この書面の内容を十分にお読みください。

（ご注意）

この書面の記載に誤りがあったことが貸付型ファンドの募集の取扱いを開始した後に判明した場合であって、「虚偽のことを告げる行為」（金融商品取引法第38条第1号）及び「虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」（金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第2号）のいずれにも該当しないときは、この書面の正誤に係る情報を募集の取扱いを行う金融商品取引業者（当社）のホームページに掲載する方法により（*会員専用ページ「マイページ」に表示します。）お客様に通知するとともに、正しい内容へと記載内容を訂正した書面を同じ方法によりお客様に対して再交付することがあります。

■ 貸付型ファンドの取引にかかる契約の特性：

- (i)お客様にご出資いただいた金銭が充てられる出資対象事業は、匿名組合契約の営業者が行う金銭の貸付けとなります。
- (ii)ご出資いただいた金銭の実際の用途や収支の状況等について、出資対象事業を行う営業者から相対で入手する情報に基づいてお客様ご自身で判断する必要があります。
- (iii)出資対象事業の収益性について保証等がされている訳ではありません。

■ 契約の概要のうちお客様の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なもの：

- ・お客様には、貸付型ファンドの取得及び保有に際し、出資対象事業を行う営業者

等に対し、直接、または出資対象事業を通じて間接的に、手数料等をご負担いただきます。

・出資対象事業として行う金銭の貸付けについて、貸付先（借り手）の債務不履行がある場合には、予定された元本の返済や利息の支払いが行われず、分配金の額が想定されたものに満たず、また、償還延長や元本割れ償還となるリスクがあります。分配金や償還金の額がゼロとなるリスクもあります。

・貸付型ファンドにおいて、お客様は営業者に対して匿名組合契約に基づく権利を保有するにとどまり、ファンドの財産の倒産隔離は図られておらず、営業者が分別管理・区分経理に努めた場合であっても、その破産時には、お客様は営業者（破産者）に対する破産債権者となるに留まります。

（業等府令 79 条 2 項、金融サービス提供法 4 条関係）

- お客様にご負担いただく手数料等の種類ごとの金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法は、下記「手数料等の金額または計算方法」欄に記載するとおります。
- 貸付型ファンドへの投資には、借り手の債務不履行（履行遅滞、不完全履行、履行不能）などを原因として、損失／元本欠損が生ずることとなるおそれがあります。なお、匿名組合契約の定めにより、お客様には出資金の額の範囲でのみ損失をご負担いただくことになります。
- 貸付型ファンドにおいて、お客様は営業者に対して匿名組合契約に基づく権利を保有するにとどまり、ファンドの財産の倒産隔離は図られていないことから、匿名組合契約の営業者の業務または財産の状況の変化により、損失／元本欠損が生ずるおそれがあります。なお、匿名組合契約の定めにより、お客様には出資金の額の範囲でのみ損失をご負担いただくことになります。
- 貸付型ファンドに係る匿名組合契約には、金融商品取引法第 37 条の 6 に定める書面による解除（いわゆるクーリング・オフ）の規定の適用がありません。貸付型ファンドの運用期間中は、匿名組合契約に別の定めのある場合を除き、原則として匿名組合契約を解約することはできません。当事者間の合意等により匿名組合契約に

基づく権利義務を譲渡しこれを承継させることができるに留まります。

- お客様と借り手（実質的な借り手を含む）が貸付けに関する接触をした場合には、お客様が無登録により貸付行為を行っているものと評価され、お客様の行為が貸金業法違反となり、法令による罰則の対象となるおそれがあります。これを回避するために、お客様と借り手は、貸付に関する直接の接触が禁止されます。またお客様は、借り手から貸付に関連して直接の接触があった場合には、その旨を遅滞なく営業者に報告することが求められます。

貸付型ファンドの名称	【米ドル建て】インドネシア個人向け金融事業者ファンド2号
匿名組合契約の営業者の商号及び住所ならびに代表者の氏名	東京都中央区日本橋茅場町一丁目 8 番 1 号（茅場町一丁目平和ビル 8 階） 株式会社バンカーズ・クラウドクレジット・ファンディング 代表取締役 岩田 郷
出資対象事業として行う金銭の貸付けの借り手の商号	Crowdcredit Estonia OÜ（* 営業者の企業グループに属するエストニア法人。同地の警察・国境警備庁から 2017 年 11 月に、その他金融業を行う金融機関としてライセンスを受けています。）
実質的な借り手①の商号	Streetcorner Ecommerce Limited（香港法人）
実質的な借り手②の商号	PT Akulaku Silvrr Indonesia（インドネシア法人）
実質的な借り手①と②の関係	PT Akulaku Silvrr Indonesia（実質的な借り手②）は Streetcorner Ecommerce Limited（実質的な借り手①）の支配下にあり、両社は東南アジアで個人向けデジタル金融サービス事業を展開する事業グループ内のグループ会社の関係にあります。 この実質的な借り手①と実質的な借り手②を総称して、以下「実質的な借り手」といいます。
出資対象事業として行う金銭の貸付けの概要	▶ 営業者は、貸付先（借り手）に対し、募集金額から営業者報酬を控除した額を、年利 12.6%（責任財産限定特約付き）で貸付けます（以下「本件営業」といいます。）。貸付先（借り手）は、実質的な借り手①及び実質的な借り手②の両社に対して営業者から借り入れた額と同額を年利 14.0%（有担保、期日一括返済、情報提供義務あり）で貸付けます（以下「本件事業」といいます。）。なお、実質的な借り手①及び実質的な借り手②は貸付先（借り手）からの借入金に対して連帯債務を負っております。 ▶ なお、貸付先（借り手）から実質的な借り手への貸付金の送金は、

	シンガポールに所在する銀行にて香港法人である実質的な借り手①がシンガポールにおける非居住者として開設した口座に対してなされ、実質的な借り手①は実質的な借り手②に対して貸付先（借り手）からの借入資金を送金します。実質的な借り手②は、インドネシアにおいて、消費者であるサービス利用者に対して、スマートフォンを活用した後払い決済サービスや消費者金融サービス（以下、これらの「後払い決済サービスや消費者金融サービス」を「デジタル金融サービス」と総称します。）を提供しており、実質的な借り手①より送金を受けた資金は、デジタル金融サービスを事業運営するにあたり必要な資金に充当されます。また、実質的な借り手②によるデジタル金融サービスの提供（なお、デジタル金融サービスのうち、後払い決済サービスにおいては、後払い決済サービス利用者が後払い決済サービス導入店舗において購入等を行った金額相当額の立替金が当該後払い決済サービス導入店舗に宛て送金が行われます。）は、インドネシアにおいて実質的な借り手②の関連会社が運営する Loan Channeling サービス（貸付審査及び貸付事務を行うオンライン融資プラットフォームであり、以下「オンライン融資プラットフォーム」といいます。）を用いてなされます（その場合においても、デジタル金融サービスにおける債権者は実質的な借り手②であり、債務者はデジタル金融サービス利用者となります。）。 ▶出資対象事業の計算期間は、原則として、月初から月末までの 1 ヶ月を計算期間とします。ただし、初回の計算期間については、匿名組合契約の締結日から 2024 年 8 月末日までとします。 また、最後の計算期間は、匿名組合契約の終了する日の属する月の 1 日から匿名組合契約の契約期間の最終日までとします。
担保の性質、モニタリング及び回収について	▶貸付先（借り手）は実質的な借り手に対する貸付債権の保全措置として、実質的な借り手②が保有するデジタル金融サービス利用者向け小口立替債権や小口貸付債権（以下、これらの債権を「サービス利用者向け小口債権」と総称します。）に対して、インドネシア法に基づき、インドネシアにおける法令である Article 1 point (6) of Law No. 42 of 1999 concerning Fiduciary as amended by Constitutional Court Decree Number 18/PUU-XVII/2019 に規定される Fiduciary Security（以下

「受託担保権」といいます。) の設定を受けます。また、デジタル金融サービス利用者からの返済金の一部の入金がなされる実質的な借り手②名義の預金口座に対して、インドネシア法に基づき、インドネシアにおける法令である Article 1150 Indonesian Civil に規定される Pledge (以下「質権」といいます。) の設定を受けます。更に、貸付先 (借り手) は、デジタル金融サービス利用者による実質的な借り手②への資金移動を中継する機能を提供する資金決済業者 A 及び資金決済業者 B (以下、「資金決済業者 A」及び「資金決済業者 B」を総称して「資金決済業者 AB」といいます。) に保有する実質的な借り手②の取引口座に対して質権の設定を受けます。

▶貸付先 (借り手) は、同社、営業者及び当社のグループ会社であるインドネシア法人の PT. BANKERS CROWDCREDIT INDONESIA (President Director : Takayuki Yagami、本店所在地 : Gedung The East, 42nd Floor, Jl. Dr. Ide Anak Agung Gde Agung Kav. E.3.2 No. 1, Jakarta Selatan, Indonesia) (以下「BCI 社」といいます。) に対して、融資及び担保設定に係る各種契約手続き、融資期間中のモニタリング、貸付債権の回収手続き (貸付先 (借り手) が実質的な借り手より貸付先 (借り手) を債権者とする貸付債権の元利金の送金を受けることに代えて、一時的に BCI 社がインドネシアに保有する分別管理用の銀行口座にて実質的な借り手②からの元利金の送金を受けることも含みます。) の一部を委託します。

▶なお、貸付先 (借り手) の実質的な借り手に対する貸付債権の保全のために行う上記の措置については、本ファンド運用中に生じる状況変化に応じ、営業者がお客様に対して負うと解される善良なる管理者の注意義務 (民法 671 条、民法 644 条) の範囲内において、当該貸付債権の保全のために最良であると営業者が合理的に判断する内容及び条件へと変更する場合があります。ただし、当該変更を行う場合であっても、変更後の保全措置の内容及び条件については、変更前の保全措置の内容及び条件と同等以上の保全性を維持・確保するものとし、当該変更後速やかに当社を通じてお客様に対してその内容及び条件を通知します。

担保権の実行 及びリスクに ついて	▶実質的な借り手が元利金の返済を怠った場合は、貸付先（借り手）が設定を受けたインドネシア法に基づく担保権を実行し、これにより担保目的物のうちサービス利用者向け小口債権を貸付先（借り手）が売却すること、ファイナンシャル・アドバイザーに担保目的物の売却活動を再委任すること、担保目的物のうち普通預金口座・資金決済業者 AB の取引口座の資金を貸付先（借り手）宛送金することについて、BCI 社に委任し、貸付金の回収を図ります。担保目的物の売却先については、現時点で確定しているわけではありません。また、担保権を実行し、担保目的物のうちサービス利用者向け小口債権を換価する場合において、インドネシアにおける将来の法規制の変更により換価手続きに障害が生じること、売却先が見つからずに売却できないこと、想定を下回った金額での換価となること（為替相場及び為替市場の動向の影響を受けた結果となる場合を含みます。）により、結果として、貸付債権の弁済が遅延し、又は貸付債権の回収を行うことが困難になる可能性があります。ただし、貸付先（借り手）と実質的な借り手との融資契約はノンリコースローン（責任財産が限定された契約）ではないため、担保権の実行のみならず、貸付先（借り手）は実質的な借り手の一般財産を対象に支払いを求めます。 ▶デジタル金融サービス利用者からの返済金の入金の経路の種類は以下の通りです。過去の実績における、デジタル金融サービス利用者からの返済金の入金額全体の経路③の割合（以下「未保全経路割合」といいます。）を踏まえて、受託担保権の設定を行い、また、未保全経路割合の増加を制限する誓約を実質的な借り手と約定しますが、結果として、貸付債権の弁済が遅延し、又は貸付債権の回収を行うことが困難になる可能性があります。 経路①：デジタル金融サービス利用者より、質権の設定を受けている実質的な借り手②名義の預金口座に入金となされる。 経路②：デジタル金融サービス利用者より、質権の設定を受けている資金決済業者 AB に保有する実質的な借り手②の取引口座を経由して、質権の設定を受けている実質的な借り手②名義の預金口座に入金となされる。
----------------------------------	---

	経路③：デジタル金融サービス利用者より、質権の設定を受けていない資金決済業者に保有する実質的な借り手②の取引口座を経由して、質権の設定を受けていない実質的な借り手②名義の預金口座に入金となされる。 ▶本ファンド成立日以降においても、当社が自己募集もしくは募集の取り扱いを行う貸付型ファンドにおいて、実質的な借り手に対する貸付債権の保全措置として、サービス利用者向け小口債権に対して、本件事業と同順位で受託担保権の設定を受けること、デジタル金融サービス利用者からの返済金の一部の入金となされる実質的な借り手②名義の預金口座に対して、本件事業と同順位で質権の設定を受けること、資金決済業者 AB に保有する実質的な借り手②の取引口座に対して本件事業と同順位で質権の設定を受けることを予定しております。受託担保権の対象となるサービス利用者向け小口債権、質権の対象となるデジタル金融サービス利用者からの返済金の一部の入金となされる実質的な借り手②名義の預金口座、資金決済業者 AB に保有する実質的な借り手②の取引口座の換価額によっては、今後同順位にて設定される担保権の被担保債権の増加を原因として、お客様に対し出資金の全額を償還できないなど、お客様に不測の損害を与える可能性があります。
(特記事項)	▶ 出資対象事業である金銭の貸付は、エストニア共和国の貸付先（借り手）を介して、実質的な借り手①香港の Streetcorner Ecommerce Limited 及びインドネシアで事業を展開する事業者である実質的な借り手②PT Akulaku Silvr Indonesia 向けに行うものです。したがって貸付型ファンドへの投資には、これらの国々における法制度（外国為替取引に係るものを含むがこれに限らない）や税制の変更のリスク、突発的要因（天災地変を含むがこれに限らない）のリスク、カントリーリスク（経済政治情勢等の要因のリスク）があります。 ▶貸付先（借り手）向けの金銭の貸付けは、責任財産限定特約を付けて行います。また貸付債権に流動性がなく換金機会は事実上ありません。そのため、回収すべき元利金の原資は、実質的な借り手の支払う利息及び返済する元金に限られます。実質的な借り手向け貸付けは、匿名組合契約を別にする複数の貸付型ファンドにおいて行われることがあり、営

業者は、責任財産限定特約により特定された資産からの回収を終えた後は、全ての貸付型ファンドの償還を公正かつ衡平に行う義務を負い、その履行のために必要な措置を講ずる権限を有します。

▶貸付先（借り手）から営業者への元利金の支払いについて、返済原資が不足する場合、公租公課その他の費用の支払いの必要がある場合または返済原資の将来の不足が予想される場合には、その全部または一部の支払いを繰り延べる形で返済の予定が見直されることがあります。

▶お客様には円建てでご出資いただきますが、金銭の貸付けは、貸付先（借り手）向けのものも、実質的な借り手向けのものも、いずれも米ドル建てで行われ、貸付先（借り手）および実質的な借り手によって支払われる利息および返済される元金も米ドル建てです。したがって、日本円と米ドルとの間の為替相場の変動によっては、貸付金額（円に両替した金額）に比して支払われる利息および返済される元金（いずれも円に両替した金額）が低額となることを通じて、お客様に損失が生ずるおそれがあります。

▶ 実質的な借り手②が利用するオンライン融資プラットフォームのガバナンス、オペレーション、システムの不備により、実質的な借り手がその利用者に対するデジタル金融サービスの提供ができず、その結果、お客様に対し出資金の全額を償還できないなど、お客様に不測の損害を与える可能性があります。

▶OTORITAS JASA KEUANGAN（以下「インドネシア金融サービス庁」といいます。）は、実質的な借り手①及び実質的な借り手②のグループ会社であるインドネシア法人に対して、特定の事業活動に対する制限（以下「PKU 制裁」といいます。）を課したことを、2023 年 10 月 23 日に発表しました。なお、その後、2024 年 2 月 29 日に、インドネシア金融サービス庁は PKU 制裁を解除しております。インドネシア金融サービス庁を含むインドネシア政府機関による実質的な借り手①及び実質的な借り手②を含む実質的な借り手グループ会社に対する行政指導や行政処分により、実質的な借り手②の事業が想定どおりに進捗せず、実質的な借り手からの貸付先（借り手）への返済原資が不足し、その結果、貸付先（借り手）に対する元利金の弁済が計画どおりに実現でき

ず、お客様の損失リスクを伴う可能性があります。

▶貸付先（借り手）が設定を受けた担保権がインドネシア法に基づくことに起因するものを含むがそれに限らず、貸付債権の回収活動において、回収活動の長期化（状況により、回収活動の一環として仲裁機関への仲裁申立てを行う場合があり、仲裁機関への仲裁申立てによるものも含まれます。）や、これに伴う外部専門家への委託費用の増加等により、日本もしくは関連諸外国における弁護士、会計士、税理士、債権回収会社（サービサー）、ファイナンシャル・アドバイザーなど、外部の事業者への支払費用（貸付先（借り手）が直接又は他者を介して支払うものも含まれます。）が想定より高額となり、その結果、お客様に対し出資金の全額を償還できないなど、お客様に不測の損害を与える可能性があります。

▶天災地変の発生、地政学上の理由又は関連諸外国における金融機関のマネーロンダリング対策上の理由等により、やむを得ず、日本と関連外国間の資金送金が適時適切になされなくなることとなった場合、一時的に BCI 社がインドネシアに保有する分別管理用の銀行口座にて実質的な借り手②からの元利金の送金を受ける措置を講じることを予定しておりますが、結果として、お客様に対する出資金の償還が遅延するなど、お客様に不測の損害を与える可能性があります。

▶本件営業は、お客様には円建てでご出資いただき、営業者から貸付先（借り手）に対する貸付の実行及び当該貸付債権の元利金の回収は米ドル建てで行われます。しかし、貸付金の最終需要者である実質的な借り手②はインドネシアルピアを用いて事業運営を行っていることから、為替相場の動向によっては貸付先（借り手）から実質的な借り手に対する貸付債権の返済原資が不足し、結果として、当該貸付債権の弁済が遅延し、又は貸付債権の回収を行うことが困難になる可能性があります。また、貸付先（借り手）が、実質的な借り手②の保有するサービス利用者向け小口債権に対して設定するインドネシア法に基づく担保権を実行する場合において、当該サービス利用者向け小口債権はインドネシアルピア建てであることから、為替相場の動向によっては、当該担保権の実行にかかわらず当初の想定を下回る額のみの回収となり、結果として、お

	お客様に対する出資金の償還が遅延するなど、お客様に不測の損害を与える可能性があります。 ▶日本及び関連諸外国の税務当局との見解の相違が発生した場合、もしくは日本及び関連諸外国における本件営業及び本件事業に関連する税法（両国間における租税条約を含みます。）の規定又はその解釈若しくは運用が変更された場合、本件営業及び本件事業における税負担が想定外に増大する可能性があります。その結果、お客様に対し出資金の全額を償還できないなど、お客様に不測の損害を与える可能性があります。 ▶日本及び関連諸外国において、本件営業及び本件事業の遂行に影響を与える法制度の変更が行われる可能性があります、その場合、本件営業及び本件事業における収益の減少又は費用の増大がもたらされるおそれがあります。その結果、お客様に対し出資金の全額を償還できないなど、お客様に不測の損害を与える可能性があります。 ▶日本及び関連諸外国において、政治経済情勢等の要因による影響を受けて本件営業及び本件事業において想定外の費用又は損失が生ずるおそれがあります。その結果、お客様に対し出資金の全額を償還できないなど、お客様に不測の損害を与える可能性があります。 ▶日本及び関連諸外国の金融市場の混乱、本件に関連する当事者の事務的過誤、地震、台風、火災その他の自然災害、又は戦争、内乱、テロその他の人為的災害により、本件営業及び本件事業の遂行に重大な支障が生じた結果、本件営業及び本件事業の収益の減少又は費用の増大がもたらされる可能性があります。その結果、お客様に対し出資金の全額を償還できないなど、お客様に不測の損害を与える可能性があります。
出資対象事業の運営の方針	▶匿名組合契約の営業者は、貸金業者（東京都知事(1)第 31901 号）であり、出資対象事業である金銭の貸付けについて、貸金業法に則り、資金需要者の利益を尊重し、適正に運営することを基本方針としています。
出資対象事業の運営体制	▶営業者が、匿名組合契約の営業者として発行する貸付型ファンドは、いずれも、外国の資金需要者の資金ニーズに応ずることにより、信用リスクその他のリスクを取って相対的に高い利回りを獲得することを目指すものです。

	（組織） 営業者は、その企業グループに属するエストニア法人（貸付先（借り手））を介して、実質的な借り手である①Streetcorner Ecommerce Limited 及び②PT Akulaku Silvr Indonesia への貸付けを行います。 （内部規則） 営業者の発行する貸付型ファンドは、匿名組合契約に則して運用されます。また、営業者は、貸金業の業務に関する社内規則を定め、監督当局に提出しています。 （意思決定に係る手続き） 営業者は、海外融資部が「匿名組合契約の営業者として行う貸付業務に係る審査規程」に基づく審査を行い、決裁規則に基づく承認を得て、貸付実行します。								
出資金の分別管理の実施状況	▶ 営業者は、銀行への預金（出資金であることがその名義により明らかなもの、下記）により、出資金と営業者の固有財産（他の出資対象事業に係る財産を含む）とを分別管理します。 <table border="1"> <tr> <td>銀行の商号</td><td>三井住友銀行</td></tr> <tr> <td>支店の名称及び所在地</td><td>東京都港区西新橋一丁目 15 番 1 号 日比谷支店</td></tr> <tr> <td>預金の名義</td><td>ファンド管理口座 株式会社バンカーズ・クラウドクレジット・ファンディング 預金の種別：普通預金</td></tr> <tr> <td>預金の口座番号</td><td>9411723</td></tr> </table>	銀行の商号	三井住友銀行	支店の名称及び所在地	東京都港区西新橋一丁目 15 番 1 号 日比谷支店	預金の名義	ファンド管理口座 株式会社バンカーズ・クラウドクレジット・ファンディング 預金の種別：普通預金	預金の口座番号	9411723
銀行の商号	三井住友銀行								
支店の名称及び所在地	東京都港区西新橋一丁目 15 番 1 号 日比谷支店								
預金の名義	ファンド管理口座 株式会社バンカーズ・クラウドクレジット・ファンディング 預金の種別：普通預金								
預金の口座番号	9411723								
出資対象事業に係る資金の流れに関する事項	▶お客様と当社との間に、別途お客様の同意によりクラウドクレジット取引約款が適用されますので、同約款に従い、当社は、お客様が営業者に対して出資する金銭の預託を受けます。この場合、当社は、お客様の指図に従い、当社がお客様から預託を受けた金銭をもって、営業者の分別管理口座への出資金の送金を行います。 ▶ 営業者は、貸付先（借り手、営業者の企業グループに属するエストニア法人である Crowdfund Estonia OÜ）への金銭の貸付けを実行するまでの間、または貸付先から利息の支払い及び元金の返済を受けた後、当社の預託金口座に送金するまでの間、三井住友銀行日比谷支店への預								

	金（出資金であることがその名義により明らかなもの）により、分別管理します。 ▶ 営業者は、その企業グループに属するエストニア法人を介して、実質的な借り手（①Streetcorner Ecommerce Limited、香港及び②PT Akulaku Silvrr Indonesia、インドネシア共和国）への金銭の貸付けを行い、同社から利息の支払い及び元金の返済を受けます。営業者からエストニア法人への送金は、三井住友銀行日比谷支店を経由して行いますが、送金コストその他を勘案して、営業者の判断で別の金融機関を用いる場合があります。 ▶ 匿名組合契約の営業者の企業グループに属するエストニア法人である貸付先（借り手）は、出資対象事業に係る財産に帰属することとなる金銭については、三井住友銀行の非居住者口座（日比谷支店）への預金（出資金であることがその名義により明らかなもの）により、分別管理します。
貸付型ファンドの運用期間	▶ 貸付型ファンドの運用期間は、営業者と借り手が締結する貸付契約の契約期間の初日である 2024 年 8 月 1 日から、匿名組合契約の契約期間の最終日である 2025 年 8 月 31 日まで。 ▶ 匿名組合契約の契約期間は、申込金が、匿名組合契約に基づく出資金として、営業者の分別管理口座に送金された日から 2025 年 8 月 31 日まで。ただし、営業者が必要であると判断する場合には、書面又は電磁的方法によりお客様に通知することにより、各 1 年間を上限として 3 回まで（合計上限 3 年間）、延長されることがあります。また、匿名組合契約の終了後、営業者から償還金が送金されるまで日数を要することがあります。
手数料等の金額または計算方法	▶ お客様には、直接、または出資対象事業を通じて間接的に、手数料等をご負担いただきます。 ▶ 営業者は、匿名組合契約に基づく出資金の 2.5%（募集総額が 1 億 2 千万円の場合 300 万円。運用開始日から運用終了日までの日数より算出した年率約 2.3%）に相当する額の報酬を、出資対象事業に係る財産の

中から受け取ります。営業者報酬は、出資対象事業に係る費用として計上されます。出資対象事業である金銭の貸付けが実行されないまま終了する場合を除き、匿名組合契約が終了した場合に営業者報酬が払い戻されることはありません。ただし、実質的な借り手の繰上返済により運用期間が短縮される場合には、営業者報酬のうち 80%に相当する額に限り、運用期間の短縮期間に応じた日割り計算を行います。

▶ そのほか(i)出資金・分配金・償還金に係る送金手数料、(ii)お客様が商法 540 条に基づき匿名組合契約を解除する場合及びお客様の責に帰すべき事由により匿名組合契約が解除される場合に営業者に支払われる解除手数料（出資金の 5.5%に相当する額）、(iii)営業者の書面による承諾を得て貸付型ファンドを譲渡する場合であって、譲渡先が営業者であるとき、営業者に支払われる譲渡手数料は直接、また、出資対象事業に係る財産から支出される各種費用（為替手数料や回収費用を含むがこれに限らない）及び出資対象事業に課せられる租税公課は、出資対象事業に係る財産を通じて間接的に、それぞれお客様にご負担いただきます。

▶ 貸付けの実行及び元利金の返済に係る為替手数料

営業者から貸付先（借り手、営業者の企業グループに属するエストニア法人である Crowdcredit Estonia OÜ）に貸付けを実行する際、円貨から外貨への交換を行います。その交換は金融機関が提示するレート（TTS）により実行されます。このレートには、金融機関の手数料相当額も含まれており、当該手数料相当額はおお客様のご負担となります。また、貸付先（借り手）は、貸付債権の元利金を営業者に返済する際に、外貨から円貨への交換を行います。その交換は金融機関が提示するレート（TTB）により実行されます。このレートには、金融機関の手数料相当額も含まれており、当該手数料相当額はおお客様のご負担となります。

▶ 本件事業の実行、管理及び回収等に伴う費用として、BCI 社への委託費用は営業者報酬により負担します。

▶ 出資対象事業として行う金銭の貸付けの利率とその貸付先（借り手）が実質的な借り手に対して行う金銭の貸付けの利率には差異があつて、貸付けの回収を完了する場合に利息の差額が貸付先（借り手）の収

	益となります。 ▶ 営業者と募集取扱業者（当社）が別に締結する募集取扱委託契約に基づき、営業者から募集取扱業者（当社）への募集取扱手数料の支払いが行われます。
申込人 1 人あたり募集金額 募集総額 募集単位	申込人 1 人あたり募集金額は、1 億 2 千万円を上限、1 万円を下限といたします。 募集総額は、1 億 2 千万円を上限といたします。 募集単位は、1 万円単位といたします。
申込みの期間	2024 年 7 月 10 日から 2024 年 7 月 25 日まで
申込みの方法	当社が定める「クラウドクレジット取引約款」に従い、インターネットを利用する方法
募集の取扱いを行う金融商品取引業者の商号	株式会社バンカーズ（関東財務局長（金商）第 3216 号）
金融商品取引業者の営業時間及び連絡先	平日 13 時から 16 時まで 03-6272-9680（カスタマーサポート）

■ 貸付型ファンドへの投資には、リスク（損失／元本欠損の生ずるおそれ）があります。

①金銭の貸付けにかかるリスク

貸付型ファンドは、出資対象事業が金銭の貸付けである集団投資スキーム持分であって、お客様は貸付型ファンドを取得・保有することにより、当然に、金銭の貸付け（貸付先から実質的な借り手への転貸が行われる場合は転貸による貸付けを含む）にかかるリスクを負うことになります。

(1)金銭の貸付けでは、貸付先（借り手）の債務不履行（履行遅滞、不完全履行、履行不能）があって、予定された元本の返済や利息（遅延損害金）の支払いが行われず、また、貸付債権の回収の全部または一部が行えないことがあります。その場合、貸付型ファンドの分配金・償還金の支払いが減額され、または支払いそのものが行われなくなることがあります。

(2)金銭の貸付けは、匿名組合契約の営業者と貸付先（借り手）が貸付契約を締結して実行されます。貸付契約に定める貸付条件は、契約当事者の合意によるほか変更することができません。貸付先が期限の利益を喪失しない限り、営業者は貸付先に繰上返済を求めることができません。また、営業者は貸付先からの繰上返済の申込みを拒むことができません。

(3)営業者による金銭の貸付け及び元利金の受取りは、分別管理口座を介して行います。分別管理口座を開設する営業者の取引先金融機関が破たんする場合には、出資対象事業の遂行に重大な支障が生じる結果、営業者において予期しない収益の減少または費用の増大がもたらされる可能性があります。

(4)貸付型ファンドの営業者は、金銭の貸付けを行う際、担保権の設定その他の貸付債権の保全措置を講じることがあります。また、営業者の判断と責任で、うち担保権を設定しないこともあります。担保権の実行や仮差押え・仮処分を含む貸付債権の保全措置の実行によっても、貸付債権の全額を回収できないことや、貸付債権の保全措置の実行に費用と日数を要することがあります。さらに、担保権の設定その他の貸付債権の保全措置を講じた後、状況の変化に応じるなどの目的で、営業者がその判断と責任で内容や条件を変更することがあります。ただし、貸付債権の保全措置の内容や条件の変更は、同等以上の内容や条件であって、保全性が維持・確保されるとの合理的な判断に基づくことが原則であり、募集の取扱いを行う金融商品取引業者（当社）は、変更の事実を確認した場合には、速やかに、ホームページに掲載する方法（会員専用ページ「マイページ」による）によりお客様に通知します。

(5)貸付型ファンドの営業者が貸付先（借り手）に対して有する貸付債権、及び貸付先が実質的な借り手に転貸する場合の貸付債権については、流通市場がないため、回収以外の方法で換金処分することは一般に困難であり、また、担保権の設定その他

の債権保全策を講じていたとしても、額面を下回る価額での換金処分を余儀なくされることがあります。

(6)上記に加えて、出資対象事業である金銭の貸付けが、(i)外国法人向けに行われる場合、(ii)外国で行われる場合、(iii)外国において行われる事業の収益を返済原資とする場合、(iv)外国における資産を用いて担保権の設定その他の貸付債権の保全措置を講ずる場合、には、外国為替市況の変動を直接の原因として、元本の返済や利息の支払いの全部または一部が遅延し、または邦貨換算額が減額され、もしくは支払いそのものが行われないリスクがあります。相手国の監督当局や税務当局の外国為替取引や租税公課に関する方針や扱いが変更され、または、金融取引に適用のある法制度の変更を含むがこれに限定されないカントリーリスクが露呈するなどして、貸付債権の全部または一部の回収が行えないこと（著しく長期に渡って回収できないことを含む）があります。

(7)海外へ貸付金を送金し、海外から元利金を受け取る場合、海外送金に係る手続きその他の理由で、送金を予定日に実行できないことがあります。金銭の貸付けの実行または元利金の回収が遅れることがあります。

②集団投資スキーム持分にかかるリスク

(1)貸付型ファンドは、匿名組合契約に基づく権利です。匿名組合契約に基づく権利は、上場有価証券と異なり、取引所などの有価証券市場において市場価格で売却するなどの換金手段がありません。お客様が売却したい場合であっても換金処分できないリスクがあります。

(2)貸付型ファンドにおいて、お客様は営業者に対して匿名組合契約に基づく権利を保有するとともに、出資対象事業にかかる財産の倒産隔離は図られておらず、匿名組合契約の営業者が破産する場合には、出資対象事業は終了し、出資対象事業にかかる財産は破産財団とされ、出資払戻請求権は一般の破産債権として扱われることになります。

③突発的要因に伴うリスク

(1)金融市場の混乱、台風、火災その他の自然災害、または戦争、内乱、テロその他の人為的災害により、出資対象事業の遂行に重大な支障が生じる結果、営業者において予期しない収益の減少または費用の増大がもたらされる可能性があります。

(2)営業者や貸付先（借り手）、実質的な借り手その他の関連当事者の事務的過誤により、出資対象事業の遂行に重大な支障が生じる結果、営業者において予期しない収益の減少または費用の増大がもたらされる可能性があります。

■金融商品取引業者の商号 株式会社バンカーズ
■金融商品取引業者の住所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目8番1号（茅場町一丁目平和ビル8階）
■株式会社バンカーズは、第二種金融商品取引業の登録を受けた金融商品取引業者です。
■金融商品取引業者の登録番号 関東財務局長（金商）第 3216号
■金融商品取引契約の概要 ①お客様と匿名組合契約の営業者

（金融商品取引法 37 条の 3・1 項 1～6 号）は、匿名組合契約を締結します。②匿名組合契約の営業者は、匿名組合契約に基づくお客様の出資を原資として、出資対象事業である金銭の貸付けを行います。③貸付先（借り手）の支払う利息及び返済する元本を原資として、営業者からお客様に対し、分配金及び償還金の支払いが行われます。
■お客様が出資されるときは、お客様と当社との間に、別途お客様の同意によりクラウドクレジット取引約款が適用されますので、当社がお客様から預託を受けた金銭をもって営業者の

分別管理口座への出資金の送金を行う場合には、お客様から当社に対する送金に係る手数料はお客様にご負担いただきますが、当社から営業者に対する送金に係る手数料は当社が負担します。利益の分配又は出資金の返還を受け取るときは、当社とお客様の間に、別途お客様の同意によりクラウドクレジット取引約款が適用されますので、かかる利益の分配又は出資金の返還に係る金銭が営業者から当社に送金される場合には、当該送金に係る手数料は、営業者が負担し、かかる送金を受けた金銭をお客様の依頼により当社がお客様宛に送金する場合には、月（1日～末日）1回に限り当該送金に係る手数料は、当社が負担します。但し、月（1日～末日）2回目以降の送金手数料は、預託金からの払戻手数料（注）に含まれるものとしてお客様に負担いただきます。

（注）預託金からの払戻手数料については、クラウドクレジット取引約款の附則となる当社のウェブページに掲載の「手数料一覧」をご参照ください。

本営業者から貸付先（借り手）に貸付を実行する際、円貨から外貨への交換を行います。その交換は金融機関が提示するレート（TTS）により実行されます。このレートには、金融機関の手数料相当額も含まれており、当該手数料相当額はお客様に間接的にご負担いただきます。また、貸付先（借り手）は、貸付債権の元利金を営業者に返済する際に、外貨から円貨への交換を行います。その交換は金融機関が提示するレート（TTB）により実行されます。このレートには、金融機関の手数料相当額も含まれており、当該手数料相当額もお客様に間接

的にご負担いただきます。

お客様が商法 540 条 2 項の定めにより匿名組合契約を解除する場合またはお客様の責めに帰すべき事由により匿名組合契約が解除される場合には、営業者が匿名組合契約に定める解除手数料をご負担いただきます。また、営業者と合意して匿名組合契約に基づく権利義務を営業者に譲渡する場合には、営業者が匿名組合契約に定める譲渡手数料をご負担いただきます。出資対象事業を通じて間接的にご負担いただく手数料等には、上記の為替手数料のほか①匿名組合契約の営業者に対する運用報酬、②匿名組合契約に定めのある各種費用、などがあります。国により借り手の支払う利息に源泉税が課されることがあり、これを出資対象事業の費用とすることがあります。匿名組合契約の営業者に対する運用報酬の払戻しは、原則としてありません。ただし、出資対象事業である金銭の貸付けが実行されないまま匿名組合契約が終了する場合にはその全額が匿名組合契約の定めにより営業者から払い戻されることがあります。また実質的な借り手の繰上返済により運用期間が短縮される場合には、営業者報酬のうち 80%に相当する額に限り、運用期間の短縮期間に応じた日割り計算を行います。

■貸付型ファンドへの投資には、借り手の債務不履行（履行遅滞、不完全履行、履行不能）などを原因として、損失が生ずることとなるおそれがあります。なお、匿名組合契約の定めにより、お客様には出資金の額の範囲でのみ損失をご負担いただくこととなります。

（金融商品取引業の内容に関する事項であって、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの）

■お客様の同意により、お客様と当社との間にクラウドクレジット取引約款が適用されますので、同約款に従い、お客様は、当初出資金に相当する金額の金銭を申し込み期間中に当社に預託し、当社は、お客様の指図に従い、当該預託を受けた金銭をもって、営業者の分別管理口座への当初出資金の送金を行います。本件匿名組合契約は、当初出資金が営業者の分別管理口座に入金されることを条件として契約が成立します。

■匿名組合の損益は、匿名組合契約の営業者及び匿名組合員であるお客様の損益として、法人税または所得税の課税対象となります。お客様が内国法人である場合、出資対象事業について生じた利益または損失の額について、損益の分配の有無にかかわらず、匿名組合契約の計算期間の末日の属するお客様の事業年度の益金の額または損金の額に算入していただきます。お客様が個人である場合、出資対象事業について生じた利益の額について、各種所得（通常は雑所得）に所得分類されます。なお、出資対象事業から生ずる収益の配当を受ける際には、匿名組合員が 10 人以上の場合には、源泉税が課されます。詳しくはお客様の税理士にご相談ください。そのほか出資対象事業において有償で役務の提供を受ける場合、間接的に消費税相当額をご負担いただきます。

■貸付型ファンドにかかる匿名組合契約は、出資対象事業として行う金銭の貸付けについて、貸付契約に基づく元利金の回収を終えた場合、または元利金の回収の成功の不能が明らかとなる場合に終了します。

■金融商品取引業者の概要 ①株式会社バンカーズは、第二種

■貸付型ファンドの譲渡、担保提供その他の処分には制限が付されています。貸付型ファンドの運用期間中は、原則として匿名組合契約を解約することはできません。当事者間の合意等により匿名組合契約に基づく権利義務を承継するに留まります。貸付型ファンドの相続その他の包括承継は、代表相続人その他

（同項 7 号、業等府令 82 条関係）

金融商品取引業の登録を受けた金融商品取引業者です。貸付型ファンド（集団投資スキーム持分のうち出資対象事業が金銭の貸付けであるもの）の自己募集業務及び募集取扱業務を行っています。

■金融商品取引業者が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要：①自己募集業務：自ら匿名組合契約の営業者として出資対象事業である金銭の貸付け等を行うため、自社の貸付型ファンドの投資家向け販売（募集）を行います。②募集取扱業務：他の法人が匿名組合契約の営業者として出資対象事業である金銭の貸付け等を行う際に、他の法人の貸付型ファンドの投資家向け販売（募集の取扱い）を行います。

■お客様は、募集の取扱いを行う金融商品取引業者（当社）の営業時間中に、電話またはメールで連絡することができます。

■募集の取扱いを行う金融商品取引業者（当社）は、一般社団法人第二種金融商品取引業協会に加入しています。協会に加入する第二種金融商品取引業者が行った金融商品取引については、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）が認定投資者保護団体として、相談（質問）・苦情処理を行っています。

■特定第二種金融商品取引業務にかかる手続実施基本契約の相手方となる指定紛争解決機関はありません。ただし、第二種金融商品取引業協会は、証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）に対し、紛争等解決業務を委託しており、同センターによる紛争解決手続（弁護士による紛争解決のためのあっせん）が行われます。

（同項 7 号、業等府令 83 条 1 項関係）

の者 1 名が承継する者として取り扱われます。

■貸付型ファンドの発行者の商号及び住所ならびに代表者の氏名は、上記「匿名組合契約の営業者の商号及び住所ならびに代表者の氏名」欄に記載するとおりです。

■貸付型ファンドの発行者の事業計画の内容及び資金使途は、

上記「出資対象事業として行う金銭の貸付けの概要」欄に記載

するとおりです。

(同項 7 号、業等府令 87 条関係)

(出資対象事業持分取引契約に関する事項)

■出資対象事業持分の名称は、上記「貸付型ファンドの名称」欄に記載するとおりです。

■出資対象事業持分の形態は、金融商品取引法 2 条 2 項の規定により有価証券とみなされる、商法 535 条に規定する匿名組合契約に基づく権利です。お客様は、①出資対象事業から生ずる収益の配当を受けること、②出資対象事業にかかる財産の分配を受けること、ができます。

■出資対象事業持分取引契約の締結の申込みに関する事項は、上記「申込みの期間、申込みの方法」欄に記載するとおりです。

■出資をする金銭の払込みに関する事項は、上記「申込人 1 人あたり募集金額、募集総額、募集単位」欄及び「申込みの期間、申込みの方法」欄に記載するとおりです。匿名組合契約の営業者は、出資金を出資対象事業である金銭の貸付けのためにのみ使用します。

■出資対象事業持分にかかる契約期間（匿名組合契約の存続期間）は、上記「貸付型ファンドの運用期間」欄に記載するとおりです。

■出資対象事業持分契約には、損害賠償額の予定（違約金を含

(出資対象事業の運営に関する事項)

■出資対象事業の内容及び運営の方針は、上記「出資対象事業として行う金銭の貸付けの概要」及び「出資対象事業の運営の方針」欄に記載するとおりです。

■出資対象事業の運営体制に関する事項は、上記「出資対象事業の運営体制」欄に記載するとおりです。

■出資対象事業持分の発行者の商号は、上記「匿名組合契約の営業者の商号及び住所ならびに代表者の氏名」欄に記載するとおりです。出資対象事業持分の発行者の役割及び関係業務は、匿名組合契約の営業者として、匿名組合出資預り金を原資に、出資対象事業である金銭の貸付けを行うこととなります。

■上記「出資対象事業の運営体制」欄に特に記載のない限り、匿名組合契約の営業者が出資対象事業の運営を行います。

■出資対象事業から生ずる収益の配当（分配金の支払い）は、借り手の支払う利息を原資とし、出資口数に応じて行います。出資対象事業にかかる財産の分配（償還金の支払い）は、借り

(出資対象事業の経理に関する事項)

■出資対象事業が新たに開始されるものであるため、貸借対照表はありません。

■出資対象事業が新たに開始されるものであるため、損益計算書はありません。

■出資対象事業が新たに開始されるものであるため、出資対象事業持分の総額を計算することはできません。

■出資対象事業が新たに開始されるものであるため、発行済みの出資対象事業持分はありません。

■出資対象事業が新たに開始されるものであるため、これまで出資対象事業から生ずる収益の配当は行われていません。

■出資対象事業が新たに開始されるものであるため、総資産額、純資産額、営業損益額、経常損益額及び純損益額を計算するこ

とができます。ただし、①契約上負担する支払義務の履行を遅延した場合の遅延損害金、②お客様が借り手に対して貸付けに関する直接の接触をしてはならないこと等の禁止事項に反した場合のペナルティ、はその限りではありません。

■お客様は、出資対象事業の遂行に関するいかなる権限も有さず、出資対象事業に関して意思決定する権利を有さず、匿名組合契約の営業者を代理する権限も有しません。ただし、商法 539 条の規定により、出資対象事業の計算期間の終了時に、匿名組合契約の営業者の営業時間内に、営業者の貸借対照表の閲覧または謄写の請求を行い、または営業者の業務及び財産の状況を検査することができます。

■出資対象事業のために匿名組合契約の営業者により取得される一切の財産は、営業者のみに帰属します。

■出資対象事業に関して負担する第三者に対する義務及び債務は、匿名組合契約の営業者のみがこれを負担します。

■出資対象事業にかかる財産が損失により減じた場合、お客様には出資金の額の範囲でのみ損失をご負担いただくことになります。

手の返済する元本を原資とし、出資口数に応じて行います。

■出資対象事業の計算期間は、上記「出資対象事業として行う金銭の貸付けの概要」欄に記載するとおりです。匿名組合契約の営業者は、貸付型ファンドの決算期ごとにファンド報告書を作成し、募集の取扱いを行った金融商品取引業者（当社）を経由して、これをお客様に交付します。

■出資対象事業にかかる手数料等は、上記「手数料等の金額または計算方法」欄に記載するとおりです。お客様には、直接、または出資対象事業を通じて間接的に、手数料等をご負担いただきます。

■匿名組合契約の営業者は、匿名組合契約の定めにより、銀行への預金（出資金であることがその名義により明らかなもの）により、出資金と営業者の固有財産（他の出資対象事業にかかる財産を含む）を分別管理します。

とができます。

■出資対象事業が新たに開始されるものであるため、出資対象事業持分 1 単位当たりの総資産額、純損益額及び配当等の金額を計算することができません。

■出資対象事業が新たに開始されるものであるため、自己資本比率及び自己資本利益率を計算することができません。

■貸付型ファンドの出資対象事業は、有価証券に対する投資を行う事業ではありません。貸付型ファンドの出資対象事業は、匿名組合契約の営業者が行う金銭の貸付けです。ただし、金銭の貸付けに替えて、金銭の貸付けを行った者から貸付債権を取得することがあります。

(同項 7 号、業等府令 92 条の 2 関係)

への預金（出資金であることがその名義により明らかなもの）により、出資金と営業者の固有財産（他の出資対象事業にかかる財産を含む）を分別管理します。募集の取扱いを行う金融商品取引業者（当社）は、募集の取扱いの開始に先立って、匿名

■出資金管理口座のある銀行の商号、口座にかかる支店の名称及び所在地、預金の名義、預金の口座番号は、上記「出資金の分別管理の実施状況」欄に記載するとおりです。

■匿名組合契約の営業者は、匿名組合契約の定めにより、銀行

組合契約の営業者から、かかる銀行が発行した取引関係書類の提示を受けて、その実施状況を確認しました。

■貸付型ファンド（事業型出資対象事業持分）の売買その他の取引にかかる契約の特性

(i)お客様が出資した金銭が充てられる出資対象事業の概要 上記「出資対象事業として行う金銭の貸付けの概要」欄に記載するとおりです。

(ii)お客様は、出資した金銭の実際の使途や収支の状況等について、出資対象事業を行う営業者から相対で入手する情報に基づいて、お客様ご自身で判断する必要があります。

(iii)出資対象事業の収益性について、保証等はされていません。

■お客様は、貸付型ファンドの売買その他の取引にかかる契約の特性を理解した上で投資を行う必要があります。

■出資を受けた金銭の使途の具体的な内容は、上記「出資対象事業として行う金銭の貸付けの概要」欄に記載するとおりです。出資金の全額が、原則として、出資対象事業として行われる金銭の貸付けに充当されます。

■出資を受けた金銭に係る送金または管理もしくは保管を行う者の商号及び役割は、上記「出資対象事業に係る資金の流れに関する事項」欄に記載するとおりです。

■貸付型ファンドの出資金その他の財産にかかる外部監査は行われていません。

(別紙) 条件表

(対象ファンドに関する条件)

1	募集期間	2024 年 7 月 10 日から 2024 年 7 月 25 日まで
2	募集金額	1 億 2 千万円
3	最低出資金額	1 万円
4	運用開始予定日	2024 年 8 月 1 日
5	運用終了予定日	2025 年 8 月 31 日
6	貸付型ファンドの決算期間	2024 年 8 月 1 日から 2025 年 8 月 31 日まで
7	出資対象事業の計算期間	原則として、月初から月末までの 1 ヶ月を計算期間とします。 ただし、初回の計算期間については、匿名組合契約の締結日から 2024 年 8 月末日までとします。 また、最後の計算期間は、匿名組合契約の終了する日の属する月の 1 日から匿名組合契約の契約期間の最終日（運用終了日）まで。
8	予定利回り	年率 9.1 %（募集金額・運用期間ベース、内部収益率（IRR）計算）
9	分配金の支払予定日	計算期間（利息の支払いのあるものに限る）の末日の属する月の翌々月末日まで
10	償還金の支払予定日	最終の計算期間の末日の属する月の翌々月末日まで
11	出資対象事業の内容	株式会社バンカーズ・クラウドクレジット・ファンディングが匿名組合契約の営業者として行う金銭の貸付け。Crowdcredit Estonia OÜ を介して①Streetcorner Ecommerce Limited（香港）及び②PT Akulaku Silvrr Indonesia（インドネシア共和国）に転貸する。
12	借り手に関する情報提供	募集取扱業者（当社）のサービスサイト内のファンド詳細ページにおいて掲載する。
13	ファンド報告書の交付予定日	運用終了日の 15 営業日後

(貸付に関する条件)

1	貸付予定金額	11,700 万円（*募集金額から営業者報酬を控除した額）
2	貸付契約締結予定日	2024 年 8 月 1 日。 ただし、貸付先（借り手）から実質的な借り手への転貸については、貸付先（借り手）と実質的な借り手①及び実質的な借り手②との間の 2024 年 5 月 10 日付け基本契約に基づき、貸付実行後、速やかに個別契約を締結する。
3	貸付実行予定日	2024 年 8 月 1 日
4	元金返済予定日	2025 年 8 月 25 日

5	金利（年率）	12.6%
6	返済期日及び返済の方法	期日一括返済
7	資金使途	営業者から貸付先（借り手）に対する貸付金は、貸付先（借り手）から実質的な借り手①Streetcorner Ecommerce Limited 及び②PT Akulaku Silvrr Indonesia に貸付けられます（有担保、期日一括返済、情報提供義務あり）。実質的な借り手①及び実質的な借り手②が負う債務は連帯債務となります。実質的な借り手①及び実質的な借り手②は東南アジアで個人向けデジタル金融サービス事業を展開する事業会社のグループ会社の関係にあります。実質的な借り手②は実質的な借り手①の実質的な支配下にあります。実質的な借り手①は、香港に所在するグループの資金調達ピークルです。実質的な借り手②は、インドネシアにおいて、消費者であるサービス利用者に対して、スマートフォンを活用した後払い決済サービスや消費者金融サービスを提供しています。
8	返済原資	貸付先（借り手）である Crowdfcredit Estonia OÜ が、実質的な借り手である ①Streetcorner Ecommerce Limited 及び②PT Akulaku Silvrr Indonesia に貸付した債権について回収した元利金等（責任財産限定特約付き）
9	遅延損害金（年率）	15%

（以下余白）